

業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容

我が国の福祉・医療を巡る環境には、少子高齢化の進行に伴う待機児童問題、特養待機者問題及び医療需要の増大の他、福祉サービス提供に係る課題の複合化・複雑化や地域のつながりの希薄化、これらに対応する社会資源の一元的かつ正確な情報の不足等、政府として取り組むべき喫緊の課題が数多く存在している。

政府においては、これらの課題の解決のため、幅広く福祉・医療政策に取り組んでいるところであるが、政府の政策目的を実現するための実施機関である独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）には、『小回りのきく福祉・医療支援の専門店』としての一層の機能発揮をすることが求められている。機構の取組により福祉・医療基盤の整備に寄与することや、制度の谷間の要支援者を支える団体への支援を行い、地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現に寄与すること及び機構が保有する福祉保健医療情報サービス基盤を活用し、全ての利用者が一元的かつ正確な情報を入手できる環境を整備すること等を目的として、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自立性及び質の向上を図る観点から、政府の財政支出の縮減にもつながるよう以下の方向で見直しを行うこととする。

第1 事務及び事業の見直し

1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業、医療貸付事業、債権管理）

第3期中期目標期間中において資材高騰等を背景に借入申込件数の減少が見られたが、政府の「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号）や「一億総活躍社会の実現に向けた緊急に実現すべき対策」（平成27年11月一億総活躍国民会議とりまとめ）をはじめとする福祉・医療施策の推進により、待機児童問題や特養の待機者問題解消のための受け皿整備及び地域医療構想に沿った病床機能の分化・連携、施設の耐震化の推進のための基盤整備の重要性はますます高まっている。

以上のことから、引き続き政府の政策優先度に即した効果的・効率的な政策融資を実施する。

また、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、引き続き、災害や金融危機等の緊急時の資金需要に対し、迅速な対応が可能な体制を維持するとともに、地域における

福祉・医療基盤の維持及び存続を図ることを最優先とした貸付債権の期中管理等を行う。

一方、機構の融資財源の大半は財政融資資金によるものであることを踏まえて、民間金融機関との協調した融資に引き続き取り組む。

以上を踏まえつつ、福祉・医療政策の動向も見据えて、事業実施に当たっては、以下の視点に基づき実施する。

- (1) 政府の政策方針を踏まえた福祉・医療基盤の整備を推進する視点
- (2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、災害や金融危機等の緊急時の資金需要に対する迅速な支援の推進を図る視点
- (3) 融資後においても利用者への支援を図る視点
- (4) 民間金融機関との協調した融資を実行する視点

2 福祉医療経営指導事業

政府は「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」や「一億総活躍社会の実現に向けた緊急に実現するべき対策」等において福祉・医療の基盤強化を目指しており、この実現のための一つの方策として、福祉・医療施設等の経営の効率化・安定化が重要となる。

機構においては、保有している情報・ノウハウをもとに、福祉・医療施設等の経営安定化に資するレポート等の提供、福祉・医療等に係る研修会等への講師派遣、施設経営等に焦点を当てたセミナーの開催及びコンサルティングの実施などにより、福祉・医療サービスの提供体制維持に大きく寄与している。

のことから、第4期中期目標期間においても引き続き貸付関連事業等との連携を推進しつつ、政策動向を踏まえ独自性を発揮し、本事業の充実・拡大を図る。

3 社会福祉振興助成事業

政府は「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月閣議決定）及び「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）（平成29年2月厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部とりまとめ）において、「地域共生社会」の実現に当たっては、「NPOとの連携」を図ることとしているところである。

これは、政策動向や国民ニーズを踏まえ、非営利法人が行う民間の創意工夫ある

活動や地域に密着したきめ細かな活動、特に制度の谷間の要支援者を支える活動等に対して効果的な助成を行う本事業の目的と合致するものであり、「地域共生社会」の実現について、「2020 年代初頭の全面展開を目指している」ことも踏まえ、第4期中期目標期間においても引き続き本事業を実施する。

加えて、「住民が、主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制を構築していく」観点から、助成先法人が、助成期間内の活動のみにとどまらず、継続的に活動するための自立的運営を行えるよう、機構が有する過去の優良事例の紹介等を通じた事業実施の支援及び事後評価を適切かつ効果的に実施し、次年度以降の助成先法人の活動の発展・充実に資するよう努める。

なお、「IT 利活用に係る基本指針」（平成 27 年 6 月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部策定）に基づき、助成先法人の事務負担の軽減及び機構側の事務処理の短縮等を図るため、より一層の手続きの簡素化に努める。

4 退職手当共済事業

政府が「ニッポン一億総活躍プラン」において、保育や介護の人材確保を目指している中、社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和 36 年法律第 155 号）の改正が行われた。改正後においても、退職手当共済制度の円滑・安定的な運営を図った結果、加入職員数は毎年度増加傾向にあり、今では 80 万人を上回っている。このことから本事業の需要の高さがうかがえるため、第4期中期目標期間においても引き続き本事業を行う。

なお、加入者数の増加に併せて退職者数も増加傾向にあり、給付人数は 7 万 5 千人を上回っている。これらにより機構の事務量が増加しているため、事務の効率化に向けた検討が必要と考える。具体的には、既に機構が導入している電子届出システムについて、利用率の向上を図ること等の取組を行う。

5 心身障害者扶養保険事業

都道府県及び指定都市が条例に基づき実施する心身障害者扶養共済制度は、障害者の保護者が死亡した場合などに障害者に終身年金を支給する制度であり、障害者の生活の安定と福祉の増進を図るため、安定的に実施されることが求められる。

機構は、心身障害者扶養共済制度を保険し、全国的な規模の事業として運営する

ことにより、保険料の低廉化や加入者の住所移動に伴う継続加入手続の円滑化等を図るとともに、障害者の年金給付に必要な資金を安全かつ効率的に運用しており、こうした取組により、心身障害者扶養共済制度の安定と効率的な実施が図られている。

このように、本事業は心身障害者扶養共済制度の根幹を成すものであることから、第4期中期目標期間においても継続して事業を実施する。なお、実施に当たっては、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、運用環境と事業を取り巻く環境変化に対応できるよう、定期的に、扶養保険資金の運用に関する基本方針の見直しの検討や事業の財政状況の検証等を行う。また、制度の普及を図る観点から、障害者及びその保護者等に対する周知を行う。

6 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）

平成27年末のインターネット利用者数は1億46万人、人口普及率としては83.0%となっている一方、それゆえに真偽が不確かな情報があふれ、正確な情報を探すことが難しい現状となっている。その中で本事業は独立行政法人という公的な主体が運営する「福祉・保健・医療の総合情報サイト」として広く信頼を集め、1億件を超えるヒット数を誇るなど、国民への正確な情報発信に大きく寄与している。こうした実績等を踏まえ、平成29年4月に施行された改正後の「社会福祉法」（昭和26年法律第45号）に規定する「社会福祉法人に関する情報に係るデータベース」（以下「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」という。）について、機構において整備及び管理を行うこととしたところである。

第4期中期目標期間においても引き続き本事業を実施し、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、政府の施策に基づく公表システムを着実に整備し、効率的に管理する。

なお、政府の施策に基づく公表システムについては、事業者情報等を一元的かつ正確に閲覧でき、国民が情報を得やすくなるような事業を実施・展開することが求められるところであり、保有する信用力を活かして、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムを安定的に運用するとともに、障害福祉サービス等情報公表制度の創設に併せたシステムの整備及び管理並びに地域共生社会の実現に向けた取組に係る情報提供体制を整備すべく厚生労働省を含む関係機関と調整を進め、「福祉・

保健・医療の総合情報サイト」としてのより一層の機能発揮を図る。

さらに、「IT利活用に係る基本指針」において、行政手続等におけるITの利用に関し、電磁的方法による処理が可能な業務は、原則として電磁的に処理する旨記載されていることから、機構の業務実施に当たっては、引き続きWAM-NET基盤を活用する。

7 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

本事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月閣議決定）及び「年金担保貸付事業廃止計画」（平成25年3月厚生労働省策定）に基づき、事業規模が大幅に縮減してきているとともに、廃止後に支援が必要な者を主たる代替措置である生活福祉資金貸付制度等で受け止めることも念頭に、生活福祉資金貸付制度等の在り方について社会保障審議会で検討が行われていることも踏まえ、一定の周知期間を置いた上で新規貸付を廃止する。

なお、本事業を廃止するまでの間、生活福祉資金貸付制度等について周知を図るなど廃止に伴う混乱をできるだけ回避し円滑に廃止するための対応を行う。

8 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

本業務により回収された元利金については、政府の年金特別会計に納付されることを通じて、公的年金の給付財源に寄与してきたところである。

本業務については、減少傾向が続く債権残高の将来見通しを踏まえ、事業の終了を見据えた具体的な検討を行う。

第2 法人全体の業務運営の改善に関する見直し

1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

政府の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で、福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、引き続き政府との連携を図るとともに、第3期中期目標期間中において、経営サポートセンターの創設、福祉貸付部と医療貸付部を統合した福祉医療貸付部の設置及びNPOリソースセンターの創設を実施したように、政策動向や事業経営環境の変化に応じて組織編成等の業務運営体制を継続的に見直すことが重要である。

また、定期的な経営企画会議等を通じて、理事長の意向が組織運営に反映される統制環境を維持する。

2 財務内容の改善に関する事項

運営費交付金を充当して行う事業については、引き続き、それぞれの事業目的を損なわない範囲で自己収入を確保することに努めるとともに、福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、債券の発行等による資金調達を適切に行う。

3 業務管理（リスク管理）の充実

定期的に開催されるガバナンス委員会等を活用し、機構の組織規模及び事務・事業の特性を踏まえたガバナンスの更なる高度化を図る。

また、機構は福祉医療貸付事業や退職手当共済事業等において、顧客情報や個人情報を多数保有していることから、引き続き、情報セキュリティ対策を推進する。